

# 成年被後見人等の欠格条項の見直し に関する法改正について

## 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

### 【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

#### (1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

#### (2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

#### (3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

#### (4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

#### (5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

### 【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合→個別に定める日

# 今回の見直しに至る経緯等について

## 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)

(法制上の措置等)

第9条 政府は、第11条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後3年以内を目途として講ずるものとする。

第11条

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

## 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定)

3(7)成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

・ 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

## 見直し業務の基本方針(平成29年3月閣議決定)

成年後見制度の利用の促進を図るためには、様々な分野において存在する成年被後見人等の権利の制限が設けられている措置の見直しに政府一体となって取り組む必要がある。このため、平成30年通常国会に見直しの結果を踏まえた関係法律の改正法案を提出することを目指し、(中略)内閣府において、成年被後見人等の権利の制限が設けられている措置の見直しに関する方針の検討や関係府省間の必要な総合調整等を行うこととする。

# 欠格条項の見直しの内容（医療法・医師法等）

- 見直し対象の医政局所管法律は、医療法、医師法、歯科医師法、外国医師等特例法。
- 現在、「成年被後見人」「被保佐人」は医療法人の役員及び評議員への就任や、医師・歯科医師免許の取得、外国医師の臨床修練・臨床教授の許可が一律にできないこととされており、これを見直すこととする。
- 見直し後は、心身の故障により業務を行うことが出来ない者に該当するかを個別に判断し、医療法人の役員等への就任や免許の付与の適否を個別に判断する。

## 医療法

### 現行

成年被後見人、被保佐人は、医療法人の役員及び評議員になることができない。

### 見直し後

成年被後見人、被保佐人を欠格条項から削除

成年被後見人、被保佐人であるか否かを区別せず、心身の故障のため職務を執行することができない者であるかどうかによって、個別に欠格条項に該当するかどうかを判断する。

## 医師法・歯科医師法・外国医師等特例法(※)

※正式名称：外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律

### 現行

成年被後見人、被保佐人には免許を与えない。

上記以外の者で、心身の障害により業務を行うことができない者については、個別に審査し、免許の付与の可否を判断。

### 見直し後

成年被後見人、被保佐人を欠格条項から削除

成年被後見人、被保佐人であるか否かを区別せず、心身の障害により業務を行うことができない者として個別に審査し、免許の付与の可否を判断。

※ 施行日：医療法・・・公布の日から3月

医師法、歯科医師法、外国医師等特例法・・・公布の日から6月